

第4章 施策展開の方向性

1 全体的方向性

基本方針に基づく総合的・継続的な施策展開

良好な景観の形成に係る市民意識の醸成を根底に据えて、市民、*事業者、行政の適切な役割分担と*自助、共助、公助のバランスのとれた取組を進めます。

また、建築物や工作物の規制、誘導については、これまで培った市民や*事業者との協力関係を基本に法的位置付けのある仕組みに移行します。

これらの取組を基本方針を踏まえて総合的、継続的に展開することで、豊かで多様な景観特性が融合した広島らしい個性ある景観を形成し、世界的な*都市ブランドを高めていきます。

2 テーマ別方向性

(1) 学び、考える(市民意識の醸成)

良好な景観の形成のための施策展開の根底となる市民意識の醸成を図ります。

ア 景観に関する意識の高揚

生まれ、育ち、生活している市民の心象風景としての地域の景観を再認識するとともに、良好な景観形成の必要性や意義について理解を深めることにより、景観づくりに向けた自助の精神を培います。

イ 目指すべき景観イメージの共有

目指すべき景観イメージについて共通の認識を持つことにより、市民、*事業者、行政が連携・協働して取り組む基盤を整え、地域の多様性を生かしながら、全体として統一感のある景観形成を目指します。

(2) 守り、つくる(規制・誘導の充実)

これまでの景観協議などの経験と実績を生かして、建築物や屋外広告物などについて効果的な規制・誘導を行います。

ア 建築物、工作物、屋外広告物の規制・誘導の充実

都市景観の重要な構成要素である建築物、工作物、屋外広告物などを対象として、法的拘束力のある届出制度などを導入するとともに、事前協議制度など市民や*事業者との対話によりデザイン向上を図る仕組みを組み合わせます。

イ 景観上重要な建造物や樹木の保全・活用

景観上のシンボルとなる建造物や樹木を適切に保全し、地域の特徴ある景観形成に向けた活用を図ります。

ウ 公共施設のデザイン向上

国や県などの他の事業主体とも協力して、これまで以上に景観に影響を与える大規模公共建築物や*橋りょうなどの土木構造物のデザインの向上を図り、道路や河川などの公共空間の良好な景観形成をリードしていきます。

(3) 広げ、育てる(活動・取組の促進)

多様な主体による取組とその連携により、幅広く総合力の高い施策展開を図ります。

ア 市民や*事業者等、多様な主体による自発的な取組の促進

*景観協定などによる地域住民の自主的な景観まちづくりや、清掃や花壇作りなどの地域活動、*事業者の社会貢献活動など、良好な景観形成につながる景観づくりのすそ野を拡大します。

*自助、共助、公助のバランスをとりつつ、施策の推進力、継続力を強化するためのネットワークの充実を図り、多様な取組の展開を促進します。

イ 景観関連施策との連携

ごみのない花と緑あふれる美しいまちづくり、環境にやさしい自転車で往来することに適したまちづくりを進める「*ごみ・花・自転車」関連施策や、広島駅や広島港などの広島の玄関をおもてなしの視点で整備推進する「*おもてなしの観光」施策、「*水の都ひろしま」づくりや緑の保全などに関する各種施策を、景観づくりの切り口で整理し連携を図ることで、施策展開の総合力を強化します。